

## 阿賀野市営バスの軽微な変更による事後報告

## 1 安田地域循環線

安田小学校児童が登校で利用する安田地域循環線（運行番号 23B）について、運行ダイヤよりも実際の到着時間が遅れており、安田小学校の始業時間までに児童の準備が整わないため、始発時間を 5 分早くし、以降の時刻を実際の所要時間に合わせるダイヤ改正を令和 4 年 2 月 1 日に行った。

〔協議（合意）事項の事後報告に関する取扱いの「ロ②」、「ロ④」に該当〕

※協議（合意）事項の事後報告に関する取扱いは裏面のとおり

20B

改正前			改正後		
新保	発	7 : 4 8	新保	発	7 : 4 3
安田インター前	発	7 : 4 9	安田インター前	発	7 : 4 4
安田新栄町団地	発	7 : 5 0	安田新栄町団地	発	7 : 4 5
川手	発	7 : 5 1	川手	発	7 : 4 6
砂山センター前	発	7 : 5 2	砂山センター前	発	7 : 4 8
横町	発	7 : 5 2	横町	発	7 : 4 9
安田郵便局前	発	7 : 5 2	安田郵便局前	発	7 : 5 0
安田支所②	発	7 : 5 3	安田支所②	発	7 : 5 1
安田小学校前	着	7 : 5 5	安田小学校前	着	7 : 5 5

## 【協議（合意）事項の事後報告に関する取扱い（平成19年度～）】

新規バス路線の運行を計画する場合、次の(1)～(7)について、地域公共交通会議での協議が必要である。ただし、既に協議が調っている場合（既に運行している場合）においては、運行回数、運行時刻等、次のイ～ニのような軽微な変更に限って、次回地域公共交通会議への事後報告事項とする。

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| (1) 運行の態様               | (2) 運賃および料金 |
| (3) 事業計画（路線、営業区域、使用車両等） | (4) 運行計画    |
| (5) 路線または営業区域の休廃止等      | (6) 運行主体の選定 |
| (7) その他必要と認められる措置       |             |

### イ 運行回数の変更

- ① 路線沿線の地域住民等の要望により変更する場合。
- ② 路線沿線の小中学校の要望により変更する場合。

### ロ 運行時刻の変更

- ① 路線沿線の地域住民等の要望により変更する場合。
- ② 路線沿線の小中学校の要望により変更する場合。
- ③ JR羽越本線のダイヤに合わせて変更する場合。
- ④ 学校の始業・終業時刻に合わせて変更する場合。

### ハ 運行経路の変更

- ① 道路改良等により変更する場合。
- ② 既存の停留所を廃止することなく変更する場合。
- ③ 路線沿線の地域住民等の要望により変更する場合。
- ④ 路線沿線の小中学校の要望により変更する場合。

### ニ 停留所の設置（又は廃止）

- ① 現行路線の運行経路を変更することなく停留所を設置（廃止）する場合。
- ② 路線沿線の地域住民等の要望により運行経路を変更し、停留所を設置（廃止）する場合。
- ③ 路線沿線の小中学校の要望により運行経路を変更し、停留所を設置（廃止）する場合。